

昭和四十六年労働省令第二十七号

勤労者財産形成促進法施行規則

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第二条第三項第七号の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則を次のように定める。

（有価証券の範囲）

第一条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号。以下「令」という。）第二条第三項ただし書の厚生労働省令で定めるものは、同項第一号から第五号までに掲げる有価証券とし、同項ただし書の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

2 令第二条第三項第七号の厚生労働省令で定めるものは、公社債投資信託以外の証券投資信託で、次の要件を満たすものとする。

一 当該信託に係る信託財産の運用の基本方針が、安定した収益の確保を目的として安定運用を行ふものであること。

二 当該信託に係る信託財産の総額のうちに当該信託財産の総額の計算の基礎となつた株式の価額の合計額の占める割合が、当該信託の信託期間を通じて百分の七十未満であること。

三 当該信託に係る信託財産の総額のうちに一の法人の発行する株式の当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、当該信託の信託期間を通じて百分の五以下であること。

四 前三号に掲げる要件が、当該信託に係る投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九十八号）第四条第一項の投資信託約款に記載されていること。

（勤労者の貯蓄金の管理）

第一条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号。以下「法」という。）第六条第一項第一号イ（3）の勤労者の貯蓄金の管理は、事業主が、定期に、当該管理に係る金額を当該勤労者に支払う資金から控除して行うものとする。

2 法第六条第一項第一号イ（3）の厚生労働省令で定める事由は、行政官庁が、同号イ（3）の勤労者の貯蓄金の管理を行つて当該勤労者からの貯蓄金の返還の請求に応じないものに対して、当該管理を中止すべきことを命じたこととする。

（生命共済の事業を行う法人の指定）

第一条の二の二 令第五条第三号の生命共済の事業を行つて当該勤労者から貯蓄金の返還の請求に応じないものに対して、当該管理を中止すべきことを命じたこととする。

（勤労者の財産形成貯蓄契約等）

第一条の二の二の二 令第五条第三号の生命共済の事業を行つて当該勤労者から貯蓄金の返還の請求に応じないものに対して、当該管理を中止すべきことを命じたこととする。

三 定款等において、勤労者財産形成貯蓄契約等（法第六条の二第一項第二号に規定する勤労者の財産形成貯蓄契約等をいう。以下この条において同じ。）の相手方となることができる旨の定めがあること。

四 その構成員の総数が相当程度以上であること。

五 その構成員であつて勤労者財産形成貯蓄契約等を締結するものが相当数見込まれること。

六 勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務の処理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

七 勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を適正に処理することができると認められるものであること。

八 勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務の処理を健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定期にかつ継続して行うものであること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第一条の二の三 令第十三条第二項（令第十四条の二十二第一項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

イ 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社（それぞれ法第六条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保

險会社をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と勤労者の使用に係る電子計算機との接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて勤労者の閲覧に供し、当該勤労者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（令第十三条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をするもの）のをいう。第二十四条の人において同じ。）に係る記録媒体をいう。同条第二項第四号ロにおける記録媒体に備えられたファイルにその旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）のをいう。第二十四条の人において同じ。）に係る記録媒体をいう。同条第二項第四号ロにおける記録媒体に備えられたファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを受け付する方法

三 前項に掲げる方法は、勤労者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二 第一条第一号の「電子情報処理組織」とは、金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社の使用に係る電子計算機と、勤労者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

三 第一条の二の四 令第十三条第三項（令第十四条の二十二第一項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

三 第一条の二の五 第一条の二の三の規定は令第十三条第六項において準用する同条第二項の厚生労働省令で定める方法について、前条の規定は令第十三条第六項において準用する同条第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、第一条の二の三第一項中「通知すべき事項」とあるのは「明示すべき事項」と読み替えるものとする。

二 （預貯金等の区分）

第一条の二の六 令第十三条の二第一項の預貯金等の区分は、次のとおりとする。

一 預貯金

二 合同運用信託

三 国債及び地方債（本邦通貨で表示された外国の国債及び地方債を含む。）

四 令第二条第三項第三号の債券、株式会社商工組合中央金庫が発行する債券及び農林中央金庫が発行する債券

五 特別の法令により設立された法人が発行する債券（前号に該当するものを除く。）及び社債（第一条の四において「社債等」という。）

六 令第一条第三項第六号の受益証券

七 令第一条第三項第七号の受益証券

（令第十二条の四第一項第四号の厚生労働省令で定める方法等）

第一条の三 令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 年金支払開始日（法第六条第二項第一号口に規定する年金支払開始日をいう。以下この条において同じ。）から当該契約に基づく最後の年金支払額が行われる日（以下この条において「年金支払日」という。）の直前の年金支払日までの期間における年金支払額（令第十三条の四第一項に規定する年金支払額をいう。以下この条において同じ。）を当該期間にわたつて同額とし、当該契約に基づく最後の年金支払日における年金支払額を同日前の年金支払日における年金支払額を超えて、かつ、当該契約が令第一条の二に定める金融機関、信託会社又は金融商品取

三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約であつて同法第五条に規定する年金の給付を目的とするもの

（令第十三条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める方法等）

第一条の六 令第十三条の十二第二項第四号の厚生労働省令で定める方法は、年金支払開始日（法第六条第二項第二号ロに規定する年金支払開始日をいう。第七項において同じ。）から一定の期間を経過する日までの期間における年金支払額（令第十三条の十二第一項に規定する年金支払額をいいう。以下この項において同じ。）を当該期間にわたつて同額とし、当該期間を経過した日から当該契約に基づく最後の年金の支払が行われる日（以下この条において「年金支払日」という。）までに満たない額で同額とする方法とする。

令第十三条の十二第三項の厚生労働省令で定める方法は、前項に規定する方法とする。

令第十三条の十二第三項の厚生労働省令で定める状態は、負傷又は疾病により六月以上の療養を要すると認められる状態とする。

令第十三条の十第三項の申出は、重度障害の状態又は前項に定める状態となつた旨及び特例年金支払額（令第十三条の十第三項に規定する特例年金支払額をいう。以下この条において同じ。）又は特例年金支払額に相当額（令第十三条の十第四項に規定する剩余金等相当額をいう。第六項において同じ。）を加えて得た額による年金の最後の支払の日を明らかにして行うものとする。

令第十三条の十第三項の当該申出があつた日後日の日で厚生労働省令で定める日は、前項の申出のあつた日の翌日から三月を経過した日後の当該契約に基づく最初の年金支払日のうち当該契約で定めた日とする。

令第十三条の十第三項の当該申出があつた日後日の日で厚生労働省令で定める日から当該年金支払開始日以後一定の期間を経過する日までの期間内の日で厚生労働省令で定める日は、特例年金支払額に相当額を加えて得た額による年金の最後の支払の日とする。

令第十三条の十第四項の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかの額とする。

一 年金支払開始日以後に分配された割戻金を、その分配され、又は割り戻された割戻金を、当該一年間ににおける当該年金支払回数で除して得た額に相当する額

二 年金支払開始日以後に分配された割戻金を、その分配され、又は割り戻された割戻金を、当該一年間ににおける年金の支払回数で除して得た額に相当する額

三 その他前二号に定めるところに準ずる方法により算定した額

（令第十三条の十一第一号の厚生労働省令で定める金額）

第一条の七 令第十三条の十一第一号の厚生労働省令で定める金額は、法第六条第二項第三号の損害保命保険契約等の内容を変更したことにより支払われることとなる返戻金とする。

（令第十三条の十一第一号の厚生労働省令で定める金額）

第一条の八 令第十三条の十二第二号の厚生労働省令で定める数は、五とする。

（令第十三条の十二第二号の厚生労働省令で定める数）

第一条の九 令第十三条の十四第一項の損害保険契約の区分は、次のとおりとする。

一 被保険者が死亡した場合において保険金が支払われることとなる返戻金とする。（令第十三条の十二第一項に規定する損害保険契約（次号に該当するものを除く。）

（損害保険契約の区分）

第一条の九 令第十三条の十四第一項の損害保険契約の区分は、次のとおりとする。

一 被保険者が死亡した場合において保険金が支払われることとなる返戻金とする。（令第十三条の十二第一項に規定する損害保険契約（次号に該当するものを除く。）

二 被保険者が令第九条の三に定める特別の理由により死亡した場合に限り保険金が支払われることとされている法第六条第一項第二号の二に規定する損害保険契約

（令第十三条の十五において準用する令第十三条の十二第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等）

（令第十三条の十五において準用する令第十三条の十二第三項の厚生労働省令で定める方法等）

方法の種類及び内容について準用する。この場合において、前項中「金融機関等」とあるのは「生命保険会社等又は損害保険会社」と読み替えるものとする。

第一条の十三 令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 持家としての住宅の取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約（法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下同じ。）に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等（令第十四条第一項に規定する払出し等をいう。以下この条において同じ。）をする場合

次に掲げる書類

イ その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等（法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等をいう。次号イ、第一条の十八及び第一項の二十一において同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に係る利子等に係る金銭の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

ロ その者の住民票の写し（その者の転勤その他のやむを得ない事情により当該住宅がその者の住所に存しておらず、かつ、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が当該住宅に居住することとなるとその者が申し出る場合には、当該申出に係る書面、当該やむを得ない事情を明らかにする書類、当該住宅に居住するその者の配偶者又は扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号の扶養親族をいう。以下この号、第一条の十四第三号及び第一条の十四の二第二号において同じ。）の住民票の写し及び当該配偶者又は扶養親族がその者の配偶者又は扶養親族であることを明らかにする書類。次号、第一条の十八及び第一項の二十一において同じ。）

二 持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等をする場合

次に掲げる書類

イ その増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、当該増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をした年月日、当該増改築等に係る頭金等の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該増改築等に係る工事に係る金額の額以上に係る利子等に係る金額の額であることを明らかにする書類又はその写し

ロ その者の住民票の写し

ハ 当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十九項各号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係ることを明らかにする書類）

前項第一号の場合であつて、当該住宅が次条第一号ロに規定するものである場合には、令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類のほか、次の各号に応じるもの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 租税特別措置法第四十一条第二十一項第一号に該当するもの 次に掲げる書類

イ その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等（法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等をいう。次号イ、第一条の十八及び第一項の二十一において同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に係る利子等に係る金銭の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

ロ その者の住民票の写し

ハ 当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十九項各号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係ることを明らかにする書類）

前項第一号の場合であつて、当該住宅が次条第一号ロに規定するものである場合には、令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類のほか、次の各号に応じるもの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 租税特別措置法第四十一条第二十一項第一号に該当するもの 次に掲げる書類

イ 当該住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条に規定する通知書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号）第八条第一項の変更の認定があつた場合には、同令第九条に規定する通知書。以下この号において「認定通知書」という。）の写し（同法第十条の承継があつた場合には、認定通知書及び同令第十五条に規定する通知書の写し）

ロ 当該住宅に係る租税特別措置法施行規則第二十六条第一項若しくは第二項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類若しくはその写し

二 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二号に規定する住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの 次に掲げる書類

イ 当該住宅に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項に規定する通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の変更の認定があつた場合には、同令第四十六条において読み替えて準用する同令第四十三条第二項に規定する通知書）の写し

ロ 当該住宅に係る租税特別措置法施行規則第二十六条の二第一項若しくは第三項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める都市の低炭素化の促進に関する法律第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類若しくはその写し

三 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二号に規定する住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十二項に規定する当該家屋の所在地の市町村長若しくは特別区の区長による証明に係る書類又はその写し

四 租税特別措置法第四十一条第二十一項第三号に該当するもの 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

五 租税特別措置法第四十一条第二十一項第四号に該当するもの 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

六 租税特別措置法第四十一条第二十一項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

七 租税特別措置法第四十一条第二十一項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

八 租税特別措置法第四十一条第二十一項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

九 租税特別措置法第四十一条第二十一項第八号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十 租税特別措置法第四十一条第二十一項第九号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十一 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十二 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十三 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十四 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十三号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十五 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十六 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十七 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十八 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

十九 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十八号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

二十 租税特別措置法第四十一条第二十一項第十九号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

二十一 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二十号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

二十二 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二十一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

二十三 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二十二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

二十四 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二十三号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

二十五 租税特別措置法第四十一条第二十一項第二十四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

蓄契約に基づく満期返戻金等の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

ロ 持家である住宅の増改築等のため勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合（次に掲げる書類）

イ その増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等を充てる住宅の登記事項証明書（当該増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築等をした年月日、当該増改築等に係る頭金等の額及び令第十四条の十七に定める金額の支払に充てられた額の合計額が当該増改築等に閑し支払をする当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の額以上の額であること、当該増改築等をした住宅の床面積並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し）

ロ その者の住民票の写し

ハ 第一条の十三第一項第二号ハに定める書類

（令第十四条の十九の厚生労働省令で定める数）

第一条の二十二 令第十四条の十九の厚生労働省令で定める数は、五とする。

（令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法）

第一条の二十三 令第十四条の二十第三号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法

第一条の二十一 令第十四条の二十第一号に規定する財形住宅貯蓄取扱機関をいう。（以下同じ。）から貸付けを受けて支払う方法

二 事業主等から及び財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

三 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の貸付けとともに、事業主等若しくは財形住宅貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

四 当該住宅を事業主等から取得する場合には、当該事業主等に対し賦払の方法により支払う方法

（令第十四条の二十二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法等）

第一条の二十三の一 第一条の二の三の規定は令第十四条の二十二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法について、第一条の二の四の規定は令第十四条の二十二第二項において準用する令第十三条第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。

（令第十四条の二十二第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法等）

第一条の二十四 令第十六条の二第一項第六号の勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等で厚生労働省令で定めるもの等）

第一条の二十四 法第六条の二第一項第六号の勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等で厚生労働省令で定めるものは、当該勤労者が指定するものとする。

第二条 令第二十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 信託会社等（法第六条の二第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

三 信託等に関する契約（法第六条の二第一項に規定する信託、生命保険、生命共済、損害保険又は証券投資信託の設定及び所在地）

又は証券投資信託の設定の委任に関する契約をいう。次号において同じ。）に係る事業場の名稱及び所在地

四 信託等に関する契約を締結した日

五 法第六条の二第一項第二号に規定する資格が定められている場合には、その資格

六 令第十七条第三項に規定する基準

2 令第二十三条第五項において準用する同条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、新たに定めようとする法第六条の二第一項第二号に規定する資格又は変更しようとする同号に規定する資格若しくは令第十七条第三項に規定する基準、当該資格を新たに定めようとする日又は当該資格若しくは当該基準を変更しようとする日及び法第六条の二第一項に規定する承認を受けた日とする。

3 事業主及び信託会社等は、その締結している勤労者財産形成給付金契約（法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約をいう。以下同じ。）に關し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該契約に係る事業場の名称及び所在地について変更があつたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に對し、書面により当該変更に係る事項を届け出なければならない。

（令第二十七条第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法等）

第二条の二 第一条の二の三の規定は令第二十七条第二項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法について、第一条の二の四の規定は令第二十七条第二項において準用する令第十三条第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、第一条の二の三第一項第一号イ中「金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社（それぞれ法第六条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）」とあるのは、「信託会社等」と、同条第一項第一号ロ及び第三項並びに第一条の二の四第一号中「金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社」とあるのは、「信託会社等」と読み替えるものとする。

（勤労者財産形成基金契約の承認申請書の記載事項等）

第三条 令第二十七条の二十四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 勤労者財産形成基金（以下「基金」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び理事長の氏名

二 信託会社等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

三 設立事業場（法第七条の十一第一項第三号に規定する設立事業場をいう。以下同じ。）の名称及び所在地

四 法第六条の三第二項に規定する信託、生命保険、生命共済、損害保険又は証券投資信託の設定の委任に関する契約を締結した日

2 前項の規定は、令第二十七条の二十四第四項において準用する同条第一項の厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号中「信託会社等」とあるのは「法第六条の三第三項に規定する銀行等」と、同項第四号中「法第六条の三第二項に規定する信託、生命保険、生命共済、損害保険又は証券投資信託の設定の委任に関する契約」とあるのは、「法第六条の三第三項に規定する預貯金の預入又は有価証券の購入に関する契約」と読み替えるものとする。

3 基金及び信託会社等又は銀行等（法第六条の三第三項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）は、その締結している勤労者財産形成基金契約（法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約をいう。以下同じ。）に關し、第一項第二号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に對し、書面により当該変更に係る事項を届け出なければならない。

（法第七条の九第一項の厚生労働省令で定める書面）

第四条 法第七条の九第一項の厚生労働省令で定める書面は、次のとおりとする。

一 設立の認可の申請書

二 法第七条の八第一項の合意があつたことを証する書面

三 基金の最初の事業年度の予算

(規約の変更の認可の申請)

第五条 法第七条の十一第三項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次の各号に掲げる書面を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 設立事業場の増加に係る規約の変更の認可の申請にあつては、法第七条の二十五第一項の同意を得たことを証する書面

二 勤労者財産形成基金契約に係る規約の変更の認可の申請にあつては、当該契約に関する書類(理事長の就任等の届出)

第六条 基金は、理事長又は清算人が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を

厚生労働大臣に届け出なければならない。

(加入の申出)

第七条 法第七条の十七第二項の規定による加入員となる旨の申出は、構成員事業主(法第七条の十

一 第一項第三号に規定する構成員事業主をいう。以下同じ。)を通じて行わなければならぬ。

(基金に対する通知)

第八条 構成員事業主は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を基金に通知しなければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

二 設立事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。

三 加入員(法第七条の四に規定する加入員をいう。以下同じ。)が、法第七条の十八第一項第

一号、第三号又は第五号に掲げる場合に該当することとなつたとき。

四 加入員が氏名を変更したとき。

(加入員原簿)

第九条 令第二十八条の十一の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 加入員の氏名及び住所

二 設立事業場の名称

三 加入員となつた年月日及び加入員でなくなつた年月日

四 構成員事業主の拠出及び法第六条の四第一項に規定する財産形成基金給付金の支払に関する事項

(合併の認可の申請)

第十一条 法第七条の二十四第二項の規定による合併の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 合併しようとする基金の名称及び加入員の数

二 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称

2 合併後存続する基金にあつては、合併に伴う規約の変更の認可の申請は、合併の認可の申請と同時に行わなければならない。

(解散の認可の申請)

第十二条 法第七条の二十六第二項の規定による解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 合併後存続する基金にあつては、合併に伴う規約の変更の認可の申請は、合併の認可の申請と同時に行わなければならない。

第十三条の二 第一条の二の三の規定は令第二十七条の二十八第二項において準用する令第十三条规定による方法について、第一条の二の四の規定は令第二十七条の二十八第二項において準用する方法について、第一条の二の四の規定は令第十三条规定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、第一条の二の三第一項第一号イ中「金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は信託会社等」と、同条第一項第一号ロ及び第三項並びに第一条の二の四第一号中「金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社」とあるのは、「信託会社等」と読み替えるものとする。

第二項の厚生労働省令で定める方法について、第一条の二の四の規定は令第二十七条の二十八第二項において準用する令第十三条规定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、第一条の二の三第一項第一号イ中「金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は信託会社等」とあるのは、「信託会社等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は令第二十七条の二十八第四項において準用する令第十三条第二項の厚生労働省令で定める方法及び令第二十七条の二十八第四項において準用する令第十三条第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、前項中「信託会社等」とあるいは「銀行等」と読み替えるものとする。

（業務報告書の提出） 基金は、毎事業年度、業務についての報告書を作成し、監事の意見を付けて、事業年度終了後三月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十三条 削除

(令第三十二条の厚生労働省令で定める割合)

第十四条 令第三十二条の厚生労働省令で定める割合は、三分の一とする。

第十五条から第二十条まで 削除

(転貸貸付けの要件とされる負担軽減措置の除外理由)

第二十二条 令第三十五条第一項の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 転貸貸付けに係る住宅資金(法第九条第一項の貸付け(以下「転貸貸付け」という。)に係る勤労者の退職及び特別の事情で機構の承認があつたものとする。

(転貸貸付けを受けようとする者が講ずべき負担軽減措置)

第二十三条 令第三十五条第一項の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 転貸貸付けを行つた場合(以下「増額貸付けを行う場合」という。)にあつては、当該割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額(以下「増額貸付けの額」とする)は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る償還利率として計算した場合の額以下の額とすること。

口 債還期間(増額貸付けを行つた場合にあつては、転貸貸付相当額についての償還期間)を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。

イ 每年の割賦償還金の額(転貸貸付相当額(令第三十五条第一項第一号に規定する転貸貸付相当額をいう。以下同じ。)を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合(以下「増額貸付けを行つた場合」という。)にあつては、当該割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額)は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る償還利率として計算した場合の額以下の額とすること。

口 債還期間(増額貸付けを行つた場合にあつては、転貸貸付相当額についての償還期間)を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。

イ 増額貸付けを行つた場合には、当該住宅資金の額から当該転貸貸付相当額を控除した額(以下「増額分の額」という。)の償還を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、

次に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとする。

(1) 債還利率(債務期間が五年を超える場合には、その債務の開始の日から少なくとも五年間における債務期間と同一の期間として算定される利率)を当該増額分の額の住宅の取得に要する資金をその債務期間を当該増額分の額に係る債務期間と同一の期間として算定される利率とする場合にあつては、その債務の開始の日から少なくとも五年間における債務期間と同一の期間として算定される利率とする。

も五年間における債務期間と同一の期間として算定される利率とする場合にあつては、その債務の開始の日から少なくとも五年間における債務期間と同一の期間として算定される利率とする。

口 債還利率(債務期間が五年を超える場合には、その債務の開始の日から五年間における各年の負担相当額の合算額(以下「五年分の負担相当額」という。)以上の金額を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、割賦償還の開始の日から五年以内に、一時金(当該一時金の支払をする日前一年以内に支払うべき当該住宅資金に係る償還利息に相当する額以下の額で当該償

還利息に充てるためのものに限る。)として当該勤労者に支払うこと。

八 負担相当額以上の金額を、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、転貸貸付けに係る貸付金の割賦償還の開始の日から五年以上の期間にわたつて、毎年、当該期間に係る当該貸付金に係る償還利息の全部又は一部に充てるため、当該勤労者に支払うこと。

二 転貸貸付けに係る住宅の取得に要する資金を資金貸付金融機関等から借り入れる場合において、その償還が償還期間を五年以上の期間とする割賦償還の方法によることとされるときは、前条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、その償還期間（その償還期間が五年を超える場合には、その償還の開始の日から少なくとも五年間）にわたつて、毎年、当該期間に係る償還利息の全部又は一部に充てるため、当該年に係る負担相当額以上の金額を、当該勤労者に支払うこと。

ホ 転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けに併せて、住宅又は住宅の用に供する宅地若しくはこれに係る借地権を当該勤労者に分譲する場合には、住宅又は住宅の用に供する宅地若しくはこれに係る借地権の譲渡価額を、住宅にあつては次に掲げる額を合計した額（特別の事情がある場合において当該合計した額の変更について機構の承認があつたときは、当該変更後の額）から、住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権にあつてはその時価から、それぞれ五年分の負担相当額を控除した額以下の額とすること。

(1) 当該住宅の建設費又は購入費（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得費用を含む。以下この号において「建設費等」という。）

(2) 当該住宅の建設又は購入（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。）のために借り入れた資金の利息（機構以外の者から借り入れた資金については、その利率を年九パーセントとして計算して得た額を限度とする。）

(3) 当該住宅の建設費等から前号の借り入れた資金に相当する額を控除した額に利率年七・五パーセントを乗じて得た額

(4) 当該住宅の建設費等の七パーセントに相当する額

ヘ 事業主及び当該事業主が構成員である事業主団体（法第九条第一項に規定する事業主団体の率を年九パーセントとして計算して得た額を限度とする。）

（転貸貸付けを受けようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていない場合において、当該年による負担相当額以上の金額を、当該勤労者に支払うこと。）

第二十三条 令第三十五条第二項の厚生労働省令で定める措置は、転貸貸付けを受けようとする事業主団体が前条第一号に規定する措置を講じている場合における次の各号に掲げる措置のうちいいずれかの措置とする。

一 転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けに併せて住宅資金の貸付けを行う場合には、その併せて貸付けを行う住宅資金の償還を、第二十一条に規定する理由が生ずるに至つた場合を除き、前条第二号イ（1）及び（2）に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとする。

二 前条第二号ロからヘまでに規定する措置のうちいいずれかの一の措置（福利厚生会社の範囲）を除く。）

第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいづれかに該当する法人とする。

一 次のいづれにも該当する法人（当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人（次号において「特定法人」という。）を除く。）

イ 每会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、百分の五十以上であること。

ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下「住宅資金の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

二 特定法人であつて、厚生労働大臣の登録を受けたもの（以下「登録福利厚生会社」という。）（登録）

第二十四条の二 前条第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額

三 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登記事項証明書

二 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度において当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数又は当該法人に出資する事業主の構成員である事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数を記載した書類

四 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類（欠格条項）

第二十四条の三 次の各号のいづれかに該当する者は、第二十四条第二号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の十の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに前二号のいづれかに該当する者がある者（登録基準）

第二十四条の四 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね五百の五十以上である。ただし、住宅資金の貸付けの業務を行つた法人であつて、申請の日の属する会計年度の翌会計年度において、当該会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね五百の五十以上であることが見込まれること。

二 前号に掲げる住宅資金の貸付けの業務を、健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること。

三 第二十四条第一号に掲げる要件を満たしていること。

四 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体である事業主の雇用する労働者に対し、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行いうに当たつて第二十二条第一号に規定する措置を講ずるものであること。

2 登録は、福利厚生会社登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

(登録の更新)

三 登録を受けた者が住宅資金の貸付けを行う主たる事業所の名称及び所在地

(事務代行団体の指定)

二 第二十四条の五 第二十四条第一項第一号ただし書を除く)の規定は、前項の登録の更新について準用する。

2 前三条(前条第一項第一号ただし書を除く)の規定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

三 第二十四条の六 登録福利厚生会社は、第二十四条の二第一項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止)

第二十四条の七 登録福利厚生会社は、住宅資金の貸付けの業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条の八 登録福利厚生会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録福利厚生会社は、登録する事業主及び事業主団体並びに当該事業主及び当該事業主団体の構成員である事業主に雇用される労働者その他の利害関係人は、登録福利厚生会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録福利厚生会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の譲本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法により表示したものの閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供するとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

(適合命令)

第二十四条の九 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が第二十四条の四第一項各号(第一号ただし書を除く)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録福利厚生会社に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の十 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて住宅資金の貸付けの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 第二十四条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十四条の六から第二十四条の八第一項までの規定に違反したとき。

四 正当な理由がないのに、第二十四条の八第二項の規定による請求を拒んだとき。

五 前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(報告の徴収)

第二十五条 第十四条第一項の事務代行団体(以下「事務代行団体」という。)の指定の基準は次のとおりとする。

一 定款等において、法第十四条の委託に係る事務(以下この項において「委託事務」という。)の処理を行うことができる旨の定めがあること。

二 その構成員である事業主の総数が相当程度以上であり、かつ、当該事業主のうちに中小企業の事業主(法第十四条第一項に規定する中小企業の事業主をいう。以下同じ。)の占める割合が三分の二以上であること。

三 その構成員である中小企業の事業主であつて委託事務の委託を行うものが相当数見込まれること。

四 委託事務の処理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

五 委託事務の処理を健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること。

二 法人である事業主団体は、法第十四条第一項の指定を受けようとするときは、前項各号に掲げる基準に適合していることを明らかにした申請書に、定款、登記事項証明書その他参考となるべき書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第十四条第一項の事務の委託の方式)

第二十五条の二 事務代行団体が中小企業の事業主から法に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものの委託を受けるに当たつては、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して行わなければならない。この場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならない。

(労働者の同意の方法)

第二十五条の三 中小企業の事業主が、法第十四条第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつてゐる事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により労働者の同意を得なければならない。

(法第十四条第二項の事務の委託の方法)

第二十五条の四 中小企業の事業主が、法第十四条第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつてゐる事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。この場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならない。

(報告)

第二十六条 厚生労働大臣は、必要と認めるときは、その都度文書により、法第十七条第二項第一号の勤労者財形形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている労働者(払込代行契約(法第六条第九号の規定による))を締結してある労働者を除く)を雇用する事業主又は法第十七条第二項第二号の払込代行契約を締結して、若しくは法第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体に対し、同項に規定する事項について報告を求めるこ

附 則 (平成三年九月二六日労働省令第二二号)

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年一月二二日労働省令第二七号)

1 この省令は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第一条の十四第一号及び第一条の十四の二第三号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に締結された労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条「法」という。第六条第二項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約に対する改正後の労働者財産形成促進法施行規則(以下「新規則」という。)第一条の三第五項及び第一条の六第五項(第一条の十において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第一条の三第五項中「当該契約で定めた日」とあるのは、「同条第三項の金融機関等が指定した日」と、第一条の六第五項中「当該契約で定めた日」とあるのは、「同条第三項の生命保険会社等が指定した日」と、第一条の十において準用する第一条の六第五項中「当該契約で定めた日」とあるのは、「令第十三条の十五において準用する令第十三条の十第三項の損害保険会社が指定した日」とする。

3 附則第一項ただし書に定める日前に締結された法第六条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約に対する新規則第一条の十四及び第一条の十四の二の規定の適用については、第一条の十四第一号中「床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上」(当該住宅の建設の工事の請負契約又は売買契約が平成四年四月一日前に締結された場合は床面積が四十平方メートル以上、当該住宅の建設の工事の請負契約又は売買契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日(以下この号及び次条第三号において「施行日」という。)前に締結された場合にはあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上と、第一条の十四の二第三号中「床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上」とあるのは、「令第十三条の十

方メートル以上(当該工事の請負契約が平成四年四月一日前に締結された場合にあつては、床面積が四十平方メートル以上)とする。

4 この省令は、公布の日から施行する。

5 1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。
2 1 この省令の施行の日前に締結された労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約に対する改正後の労働者財産形成促進法施行規則第一条の十四及び第一条の二の規定の適用については、「床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上」(当該工事の請負契約が平成四年四月一日前に締結された場合は床面積が四十平方メートル以上、当該工事の請負契約又は売買契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日(以下この号及び次条第三号において「施行日」という。)前に締結された場合にはあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上と、第一条の十四の二の規定の適用については、「同条第三号中「床面積が五十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が五十平方メートル以上(当該工事の請負契約が平成四年四月一日前に締結された場合は床面積が四十平方メートル以上、当該工事の請負契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)前に締結された場合にはあつては床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が五十平方メートル以上(当該工事の請負契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)前に締結された場合にはあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上と、第一条の十四の二第二号又は第三号に掲げる工事に係るものにあっては、五十平方メートル以上」とする。

附 則 (平成五年一〇月二〇日労働省令第三三号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 1 平成五年四月一日前に締結された労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約に対する改正後の労働者財産形成促進法施行規則第一条の十四の二の規定の適用については、「床面積が五十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が五十平方メートル以上(当該工事の請負契約が平成四年四月一日前に締結された場合は床面積が四十平方メートル以上、当該工事の請負契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)前に締結された場合にはあつては床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が五十平方メートル以上(当該工事の請負契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)前に締結された場合にはあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上と、第一条の十四の二第二号又は第三号に掲げる工事に係るものにあっては、五十平方メートル以上」とする。

附 則 (平成六年三月三一日労働省令第二三号)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。
3 1 この省令は、平成六年三月三十一日までの間に締結された場合にあつては、「床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が二百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上(当該工事の請負契約が平成四年四月一日前に締結された場合にはあつては床面積が四十平方メートル以上、当該工事の請負契約が同日から平成六年三月三十一日までの間に締結された場合にはあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上」とする。

附 則 (平成六年三月三一日労働省令第二三号)

1 この省令は、平成七年一月十七日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (平成五年六月二十五日労働省令第二三号)

1 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第二十五条、第二十五条の二及び附則第二項第二号の規定は、雇用促進事業団がこの省令の施行の日以後に申込みを受理する労働者財産形成促進法第九条第一項第一号及び第二号の貸付けについて適用し、雇用促進事業団が同日前に申込みを受理したこれをこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成五年七月一日労働省令第二六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成五年四月一日前に締結された労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約に対する改正後の労働者財産形成促進法施行規則第一条の十四及び第一条の二の規定の適用については、「床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上」とあるのは、「床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上(当該住宅の建設の工事の請負契約又は売買契約が平成四年四月一日前に締結された場合は床面積が四十平方メートル以上、当該住宅の建設の工事の請負契約又は売買契約が同日から労働者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(平成五年労働省令第二十六号)の施行の日から平成六年三月三十一日までの間に締結された場合にはあつては床面積が二百四十平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上」と、第一条の十四の二第三号中「床面積が二百四十平方メートル以上」とあるのは、「令第十三条の十

方メートル以上(当該工事の請負契約が平成四年四月一日前に締結された場合にはあつては、床面積が四十平方メートル以上)とする。

附 則 (平成八年二月二九日労働省令第五号)

- この省令は、平成八年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成八年一〇月一日労働省令第三七号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成八年一二月二七日労働省令第三九号)
- この省令は、平成九年一月一日から施行する。
- 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第十四条の二及び第十四条の三の規定は、同令第十四条の二各号に定める事由がこの省令の施行の日以後に生じた労働者について適用する。
- 附 則** (平成九年四月一日労働省令第二五号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第二十五条の規定は、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した労働者財産形成促進法第十条第一項第一号及び第二号の貸付けについて適用し、雇用促進事業団が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。
- 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第二十五条の二の規定は、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した労働者財産形成促進法第十条の三第一項第二号の貸付けについて適用し、雇用促進事業団が同日前に申込みを受理した当該貸付けについては、なお従前の例による。
- 附 則** (平成一〇年三月三一日労働省令第一七号)
- 1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第十四条の三第一号の改正規定は、平成十年七月一日から施行する。
- 2 改正後の労働者財産形成促進法施行規則第十四条の三第一号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後に財産形成貯蓄活用給付金を支払う事業主について適用し、同日前に財産形成貯蓄活用給付金を支払った事業主については、なお従前の例による。
- 附 則** (平成一〇年一二月一日労働省令第三七号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、この省令の施行の日以後の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行が発行した債券に対する改正後の労働者財産形成促進法施行規則第一条の二の六第四号の規定の適用については、同号中「令第二条第三項第三号の債券」とあるのは、「令第二条第三項第三号の債券、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項の外国為替銀行が発行した債券」とする。
- 附 則** (平成一〇年一二月二日労働省令第四〇号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一一一二月一七日労働省令第一五号)
- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一一九年三月三〇日労働省令第三八号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一一九年五月一日労働省令第三八号)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第八条までの規定は、法の一部の施行の日(平成十二年五月一日)から施行する。
- 附 則** (平成一一一二月一日労働省令第四一号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一一一二月三日労働省令第四八号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一一九年五月三〇日労働省令第三八号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一一九年五月二六日労働省令第二六号)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の三の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

- 附 則** (平成一二年六月一日労働省令第二八号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 附 則** (平成一二年一月三〇日労働省令第四二号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
- 附 則** (平成一四年四月一日厚生労働省令第五九号)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定は、平成十四年十月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年三月三〇日厚生労働省令第一一一号)
- この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年三月三一日厚生労働省令第七一号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年三月一日厚生労働省令第二三号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一六年一二月二八日厚生労働省令第一八三号)
- この省令は、信託業法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。
- 附 則** (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
- 附 則** (平成一七年三月三一日厚生労働省令第五七号)
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年四月二五日厚生労働省令第一一二号) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年九月二八日厚生労働省令第一一六号)
- この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年九月二八日厚生労働省令第一一六号)
- この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。
- 附 則** (平成一〇年四月三〇日厚生労働省令第一〇五号)
- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月三〇日厚生労働省令第一二四号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に關する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二一年三月二七日厚生労働省令第五二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の勤労者財産形成促進法施行規則（次項において「新令」という。）第二十四条第二号の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の勤労者財産形成促進法施行規則第二十四条第二号の指定を受けている者は、この省令の施行の日に新令第二十四条第二号の登録を受けた者とみなす。

附 則（平成二一年三月三一日厚生労働省令第一一〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第三六号）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年一一月一二日厚生労働省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月一〇日厚生労働省令第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日厚生労働省令第八〇号）

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則（平成二四年一二月三日厚生労働省令第一五八号）

この省令は、平成二十四年十二月四日から施行する。

附 則（平成二五年五月三一日厚生労働省令第七六号）

この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日厚生労働省令第五五号）

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日厚生労働省令第七二号）

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年九月二九日厚生労働省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日厚生労働省令第七六号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。